

「副首都」実現に関する意見

2021年1月20日

第2回「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会

伊藤 正次

東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

「副首都」実現に必要な視点

◆他都市・地域の理解と納得

- 国に対してだけでなく、東京・首都圏や他都市・地域に対し、大阪・関西を「副首都」と位置づけることの意義をアピールする必要
- そのためのコンセンサスを関西圏の中で形成できるか

◆東京一極集中のリスクの軽減

- 大規模災害、感染症等のリスク対策としての冗長性（リダンダンシー）
- ただし、大阪・関西のリスクをどう評価するか（ex. 南海トラフ地震）

「首都」の制度的位置づけ

◆東京都の「首都性」

- 首都建設法（1956年廃止）第1条：「この法律は、東京都を新しく我が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るよう計画し、建設することを目的とする。」
- 首都圏整備法第2条第1項：「この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。」
- 警察法
 - 都警察本部としての警視庁（第47条第1項）、警視總監の設置（第48条第1項）、警視總監任免に関する内閣総理大臣の承認（第49条第1項）
- 裁判所法第6条：「最高裁判所は、これを東京都に置く。」
- 日本銀行法第7条第1項：「日本銀行は、本店を東京都に置く。」

「副首都」の制度的位置づけの可能性

◆「副首都」の範囲

- 首都 = 東京都と類推されることからすると、副首都 = 大阪府か

◆「副首都」の制度的位置づけ

- 首都が法制度上明示されていない以上、副首都を法制度面で位置づけることは困難
- 国や他都市・地域による事実上の承認
- 国土形成計画や近畿圏整備計画における位置づけの可能性